

医療的ケア部会設置要領

令和4年6月3日
4葛福障第248号
福祉部長決裁

(設置)

第1条 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項に規定する医療的ケアが必要な状態にある障害児者が適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱（平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁）第7条の規定に基づき、医療的ケア部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療的ケア児者の実態把握、個別の支援に関すること。
- (2) サービスや地域資源の共有及び施設の利用促進に関すること。
- (3) 医療的ケア児者の支援にかかる関係機関相互の情報及び課題の共有に関すること。
- (4) その他医療的ケア児者の支援に必要な事項

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる部会員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害福祉課長とする。
- 3 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、地域保健課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、具体的な取組を検討するための作業部会を設置することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第 6 条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要領は、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

障害福祉課長	会長
地域保健課長	副会長
障害援護担当課長	
障害者施設課長	
保健予防課長	
青戸保健センター長	
保育課長	
子育て支援課長	
学校教育支援担当課長	
特別支援学校代表	
特別支援教育関係者	
医療的ケア児者保護者等	
医療的ケア児者関連事業者等	

※参考

児童福祉法第56条6の6第2項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第二条

この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀（かく）痰（たん）吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（十八歳未満の者及び十八歳以上の者であって高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。次条第三項及び第十四条第一項第一号において同じ。）に在籍するものをいう。次条第二項において同じ。）をいう。